

亘理中学校同窓会会則

(名称)

第1条 本会は、亘理中学校同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と研鑽を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を亘理町字沼頭1番地、亘理中学校内に置く。

(事業)

第4条 本会は、本会則第2条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員情報の適切な管理と保管
- (2) 母校が主催する諸行事への支援
- (3) 母校の教育事業への支援
- (4) PTA活動への支援
- (5) その他本会の目的を達成するための必要な事業

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員：亘理中学校を卒業した者
- (2) 特別会員：正会員以外の本校教職員又は教職員であった者

(役員及び定数)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 参与 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 常任委員 20名以内
- (6) 事務局長 1名

(三役会)

第7条 本会に三役会を置く。

- 2 三役会は、本会則第6条に規定する会長及び副会長、参与をもって構成する。
- 3 三役会は、原則として毎年開催し、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時にこれを招集することができる。
- 4 三役会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業報告及び決算に関すること
 - (2) 事業計画及び予算に関すること
 - (3) 母校への支援に関すること
 - (4) 常任委員の選任に関すること
 - (5) 会長、副会長、監事の選任に関すること
 - (6) 本会則の改廃に関すること
 - (7) その他三役会が必要と認めたこと
- 5 三役会は、構成員の過半数の出席者をもって成立する。

(役員等の選任)

第8条 会長、副会長及び監事は常任委員より選出し、常任委員会の議を経て選任する。

- 2 参与は、同校の現校長とする。
- 3 事務局長は、同校の現教頭とし会計を兼ねる。

(職務)

第9条 会長は本会を代表し、会務を統括する。加えて、会長は、三役会及び常任委員会の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 監事は、本会の会計及び会務の執行状況を監査し、常任委員会において報告する。加えて、監事は、常任委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 常任委員は、常任委員会でその権限に属する事項を審議し、議決にあたる。
- 5 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。加えて事務局長は、重要な事項について会長の諮問に応じ、意見を具申することができる。

(任期)

第10条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員会)

第 11 条 本会に代議員会を置き、本会則第 6 条の役員をもって構成する。

2 代議員会は、本会の最高議決機関であり毎年 1 回開催し会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき又は役員総数の 3 分の 1 以上の要請があったときは、臨時にこれを招集することができる。

3 代議員会の議長は、出席した代議員の中から互選により選出する。

4 代議員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業報告及び収支決算報告の承認
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 本会則第 4 条に規定する母校への支援策
- (4) 本会則第 6 条に規定する会長、副会長及び監事の選任
- (5) 本会則の改廃
- (6) その他本会に関する重要事項

(定数)

第 12 条 代議員会は、役員総数の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した者は出席者とみなす。

(議決)

第 13 条 代議員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、本会則の改廃については、出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(議事録の作成及び保管、周知等)

第 14 条 会長は、代議員会の開催、日時及び議決事項等について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、会長及び議長の指名する 2 名の代議員会出席者が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

3 会長は、会員から書面による請求があったときは、議事録を閲覧させなければならない。この場合において、会長は、閲覧につき相当の日時及び場所等を指定することができる。

4 会長は、代議員会等で諮られた各種議案等について、母校のホームページ等で広く周知するものとする。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(経費)

第 16 条 本会の経費は、入会金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(入会金)

第 17 条 入会金は、一人につき 500 円とする。これをもって終身会費とする。

(予算及び決算)

第 18 条 会長は、会計年度終了後速やかに収支決算書を作成し、かつ収支予算案を編成しなければならない。

2 会長は、前項の決算書を作成した後、遅滞なく監事の監査を受けなければならない。

(会計報告)

第 19 条 本会の収支予算及び収支決算は、代議員会の承認後、本会則第 14 条第 4 項の規定に基づきホームページ等で周知するものとする。

附 則

本会則は、令和 3 年 2 月 1 9 日から施行する。